

1. 平成10年10月26日大学審議会答申

『21世紀の大学像と今後の改革方策について —競争的環境の中で個性が輝く大学—』

より教養教育関連部分の抜粋

桑 村 哲 生

第1章 21世紀初頭の社会状況と大学像

◇**大学の多様化・個性化の推進** 「例えば、総合的な教養教育の提供を重視する大学、専門的な職業教育の育成に力点を置く大学、地域社会への生涯学習機会の提供に力を注ぐ大学、最先端の研究を志向する大学、また、学部中心の大学から大学院中心の大学などが混在する中で」(p.15)

◇**大学改革の基本理念** 「①課題探究能力の育成を目指した教育研究の質の向上、②教育研究システムの柔構造化による大学の自律性の確保、及びそれを支える③責任ある意志決定と実行を目指した組織運営体制の整備、さらにこうした取組について④多元的な評価システムの確立による大学の個性化と教育研究の不断の改善、の四つの基本理念に沿って現行制度を大胆に見直し」(p.30)

◇**課題探究能力の育成** 「学部教育では、教養教育及び専門分野の基礎・基本を重視し専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力等を培うこと、専門性の一層の向上は大学院で行うことを基本として考えていくことが重要となる。」(p.31)

(別紙2) 高等教育における現状の問題点

「平成3年に・・・大綱化に当たって本審議会としても教養教育の重要性を指摘し、各大学等の取組を期待したにもかかわらず、教養教育の取り扱い方についての学内の議論が十分でなく、教養教育の軽視が進んでいるのではないかと危惧がある。」(p.132)

第2章 大学の個性化を目指す改革方策

1. 課題探究能力の育成 — 教育研究の質の向上 —

◇**教養教育の重視** 「(課題探究能力)の育成が重要であるという観点に立ち、「学問のすそ野を広げ、様々な角度から物事を見ることが出来る能力や、自主的・総合的に考え、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置付けることのできる人材を育てる」という教養教育の理念・目標の実現のため、」(p.39)

「この際、専門教育においても教養教育の理念・目標を踏まえた教育を展開することにより、教養教育と専門教育の有機的連携の確保を図っていくことが重要」(p.39)

◇**教養教育の工夫・改善のための取組** 「教養教育の理念・目標の実現のため、かつての一般教育のように独立の科目を設ける、あるいは、専門教育科目の中で学際的な科目を開設するなど、各大学の工夫により教養教育を実施することが必要である。」(p.40)

「教養教育は従来の専門教育の教員を含めた全教員が責任を持って担うべきものであるという認識の下、その実施・運営の責任を持つ組織を明確にするとともに、」(p.40)

◇**学部教育と高等学校教育との関係** 「大学に入学してくる学生の履修歴の多様化が一層進むことに対応して、入学者選抜において大学教育に必要な科目については高等学校での履修を求めることが考えられる。さらに、入学後に大学教育の基礎を教えるなどの工夫を通じて、後期中等教育

から高等教育への移行を円滑に進めることが強く求められる。」(p.42-43)

◇**国際舞台で活躍できる能力の育成等** 「外国語教育の充実や海外留学の推進等を進めると同時に、我が国の歴史や文化への理解、国際社会の直面する重要課題への認識を深めたり、討論、口頭による意見発表や報告、プレゼンテーション等の訓練を通じて自らの主張を明確に表現する能力」(p.45) 「外国語を聞く力、話す力の向上」(p.46)

◇**授業の設計と教員の教育責任** 「教室における授業だけでなく、授業の前提として読んでおくべき文献を指示するなど学生が事前に行う準備学習・復習についても指示を与えることが教員の務めである。」(p.46) 「1単位は、・・・授業を行う時間及び・・・の合計で標準45時間の学修」

◇**成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施** 「教員は学生に対してあらかじめ各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画とともに、成績評価基準を明示した上で、厳格な成績評価を実施すべきである。」(p.48)

◇**履修科目登録の上限設定と指導** 「学生が1年間あるいは1学期間に履修科目登録できる単位数の上限を各大学が定めるものとする旨を大学設置基準において明確にする必要がある。」(p.51) 「3年間で卒業に必要な単位数を修得できるような上限設定では単位制度の実質化につながらないということに留意する必要がある。」(p.52)

◇**教員の教育内容・授業方法の改善** 「(ファカルティ・ディベロップメント)の実施に努めるものとする旨を大学設置基準において明確にすることが必要である。」(p.53)

◇**教育活動の評価の実施** 「自己点検・評価や学生による授業評価の実施など、様々な機会を通じて、継続的に大学の組織的な教育活動に対する評価及び個々の教員の教育活動に対する評価」(p.55)

2. 教育研究システムの柔構造化 — 大学の自律性の確保 —

「大学における履修・修了のシステムについて、従来の過度の平等主義を改め、学生の能力・適性に応じ学生の主体的学習意欲及びその学習成果を積極的に評価し得る柔軟で弾力的なシステムに転換していくことが必要である。」(p.73)

◇**秋季入学の拡大** 「学年の途中における入学に関する学校教育法施行規則の規定を改正するとともに、学習効果の高い Semester 制を、これまで以上に積極的に推進していく必要がある。」(p.76)

◇**単位互換及び大学以外の教育施設等における学修の単位認定の拡大** 「現在の入学前と入学後それぞれについて30単位とされている取扱いを改め、今後は入学前、入学後にかかわらず合わせて60単位に拡大するよう大学設置基準を改正することが必要である。」(p.77)

◇**教育研究組織の柔軟な設計** 「公私立大学については、社会等のニーズに迅速に対応できるよう、同一設置者内の大学・短期大学全体の定員の増加を伴わない範囲の、収容定員の変更及び学部の学科の設置審査について、教育課程の審査を省略するなど大幅に審査を弾力化し、各大学が自らの判断と責任により、教育研究組織をより柔軟に設計できるようにすることが適当である。」(p.83)

3. 責任ある意志決定と実行 — 組織運営体制の整備 —

学長を中心とする全学的な運営体制の整備 (p.99)

教員人事に関する意志決定の在り方 (p.105) 「必要に応じて学長が大所高所からの方向性を」
学校法人の理事会と教学組織との関係 (p.107)
社会からの意見聴取と社会に対する責任 (p.111) 「大学運営協議会 (仮称)」

4. 多元的な評価システムの確立 — 大学の個性化と教育研究の不断の改善 —
自己点検・評価の充実 (p.116) 「学外者による検証を大学の努力義務として」
第三者評価システムの導入 (p.120) 「第三者機関を設置、・・・主たる対象を国立大学とし」

5. 高等教育改革を進めるための基盤の確立等

「私学助成については、・・・社会的要請の強い特色ある教育研究プロジェクトに対する重点配分を一層図る必要がある。」 (p.125)